

令和5年6月15日

波佐見町議会議長 百武 辰美 様

議会改革調査特別委員会
委員長 尾上 和孝

議会改革調査特別委員会最終報告書

標記について、波佐見町議会会議規則第86条の規定により、下記のとおり最終報告します。

1. 委員名

委員長 尾上 和孝 副委員長 田添 有喜
委員 北村 清美 脇坂 正孝 横山 聖代 城後 光 福田 勝也
 岡村 達馬 岡村 真由美 澤田 昭則 濱本 秋人 前田 博司

2. 調査事項検討経過の概要

波佐見町議会は、議会改革に向け、様々な観点から見直し検討をすることを目的に波佐見町議会委員会条例第5条の規定により、令和3年6月15日、第2回議会定例会において委員を選任し波佐見町議会改革調査特別委員会を設置した。

本委員会では、調査事項を（1）議員定数について（2）議員報酬について（3）議員のなり手不足問題について（4）議会政治倫理条例について（5）議会基本条例について（6）議会報告会について、総括的に議論検証した結果、調査事項（4）議会政治倫理条例について（5）議会基本条例について、を最優先課題として調査を進めることに決定した。

結果、令和4年6月16日、第2回議会定例会において会議規則第13条の規定により、「波佐見町議会議員政治倫理条例」を上程し可決した。また、令和4年12月15日、第4回議会定例会において会議規則第13条の規定により、「波佐見町議会基本条例」を上程し可決した。なお、調査事項の（1）議員定数について（2）議員報酬について（3）議員のなり手不足問題について（6）議会報告会については委員会設置当初から協議と調査を重ねてきたが、特に（1）議員定数について（2）議員報酬については令和4年9月執行の議会議員補欠選挙以降に改めて協議を行うことで決定し、本調査事項については全議員が対象となっていることから調査権を本委員会から全員協議会へ移行することとした。

■調査事項：（４）議会政治倫理条例について

○波佐見町議会政治倫理条例〔令和４年３月１７日制定〕

本条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる波佐見町議会議員が、町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的に制定した。

■調査事項：（５）議会基本条例について

○波佐見町議会基本条例〔令和４年１２月１９日制定〕

本条例は、波佐見町議会と波佐見町長の二元代表制の下、議会及び波佐見町議会議員の責務、活動原則、その他基本的事項を定めることにより、波佐見町民の負託に的確に応え、もって豊かな町民生活の実現と町政の発展に寄与することを目的に制定した。

3. 調査実施日

- | | | | |
|------------|------------------|------------|------------------|
| ・第 1 回委員会 | 令和 3 年 6 月 15 日 | ・第 11 回委員会 | 令和 4 年 4 月 14 日 |
| ・第 2 回委員会 | 令和 3 年 7 月 16 日 | ・第 12 回委員会 | 令和 4 年 5 月 13 日 |
| ・第 3 回委員会 | 令和 3 年 8 月 17 日 | ・第 13 回委員会 | 令和 4 年 6 月 14 日 |
| ・第 4 回委員会 | 令和 3 年 9 月 17 日 | ・第 14 回委員会 | 令和 4 年 7 月 14 日 |
| ・第 5 回委員会 | 令和 3 年 10 月 18 日 | ・第 15 回委員会 | 令和 4 年 8 月 22 日 |
| ・第 6 回委員会 | 令和 3 年 11 月 15 日 | ・第 16 回委員会 | 令和 4 年 10 月 24 日 |
| ・第 7 回委員会 | 令和 3 年 12 月 14 日 | ・第 17 回委員会 | 令和 4 年 11 月 28 日 |
| ・第 8 回委員会 | 令和 4 年 1 月 17 日 | ・第 18 回委員会 | 令和 5 年 6 月 7 日 |
| ・第 9 回委員会 | 令和 4 年 2 月 14 日 | | |
| ・第 10 回委員会 | 令和 4 年 3 月 14 日 | | |

4. 所見（まとめ）

議員を取り巻く環境が時代の流れとともに変わりつつある。そこで、議会や議員が抱える問題について解決していくために議会改革調査特別委員会を設置し、調査研究を行った。

本委員会では令和４年６月１６日 第２回議会定例会において、「議員定数」、「議員報酬」、「議員のなり手不足問題」、「議会議員倫理条例」、「要望書のとりまとめについて」など中間報告を行った。

令和５年６月７日の本委員会時において、当初の大きな目的であった波佐見町議会政治倫理条例及び波佐見町議会基本条例の整備制定が完了していることから、議会改革調査特別委員会

は令和5年6月15日付をもって終了することで決定した。

なお、今後は「議会改革に関する調査事項」については、議会運営委員会、または常任委員会（総務文教委員会・産業厚生委員会）において継続して調査研究することで決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の最終報告とする。